

令和元年度「市内 I T 産業国内外向け P R 等業務」
提案説明書（仕様書）

1 業務名

「市内 I T 産業国内外向け P R 等業務」実施業務

2 事業の背景と目的

本市では、札幌の大学等の先進的研究成果の蓄積と I T 産業の集積という強みを活かし、A I や I o T など先端技術を活用した新たなビジネスを創出することを目的に、平成 2 8 年 8 月に「札幌市 I o T イノベーション推進コンソーシアム」を設立し、I o T 推進コンソーシアム事業を実施している。

また、コンソーシアムの専門部会として、平成 2 9 年 6 月に設立した「A I 研究部会（S a p p o r o A I L a b）」や平成 3 0 年度に「I C T 普及活用促進部会」を設置し、市内企業への情報発信・普及啓発、人材育成・教育、先導的プロジェクト推進、企業に対する実証事業実施への補助などを実施し、札幌市の I T 産業活性化を推進してきたところ。

これらの取組の推進によって、先端技術を活用した新サービスを展開する市内 I T 企業が誕生するなど、一定の成果が得られたところだが、道外や海外に対して、札幌市の I T 産業の技術力や先進性が効果的に発信できておらず、効果が限定的になっていることが課題となっている。

これまでの取組の成果を市内 I T 企業全体に波及させ、本市産業の活性化につなげるためには、本市の取組および先進的な企業等の取組等を首都圏や海外に対して効果的に発信し、投資を呼び込んでいく仕組みの構築が必要となる。

本事業では、本市産業の更なる活性化を目指し、本市や市内 I T 企業等の取組を効果的に発信し、投資を呼び込むため「市内 I T 産業国内外向け P R 等業務」を実施する。

3 業務の概要

(1) 市内 I T 産業の国内外向け情報発信ツールの制作

ア 業務内容

札幌市 I o T イノベーション推進コンソーシアムに関連する企業等の取組をとりまとめ、情報通信技術に詳しくないものでも市内 I T 企業等の魅力が理解できる情報発信ツールを制作すること。

イ 備考

本市施策にてこれまで支援を実施してきた先端技術等の活用に着目し、本市 I T 産業の特長を効果的に発信する内容とし、国外へも発信できるツールを併せて制作すること。

(2) 市内 I T 産業の P R 業務

(1)で制作した情報発信ツール等を効果的に活用し、札幌市東京事務所とも連携しながら、首都圏を中心に情報発信を行う仕組みの構築すること。また、情報発信だけにとどまらず、首都圏企業等からの開発案件や協業などの相談を市内企業へとつなぐ、ビジネスマッチングも併せて実施すること。

4 企画提案を求める項目

以下の項目について、具体的な内容を提案すること。

- ・効果的であると考えられる P R の手法（国内外向け）
- ・首都圏や海外の企業等への P R の手法
- ・上記 P R と一体的に実施するビジネスマッチングの手法
- ・ビジネスマッチングについて、類似業務の実績と今後のマッチング社数目標値
- ・業務進捗の報告手法、頻度
- ・年間スケジュール、および必要費用
- ・人員体制と人選の詳細

※ P R 及びビジネスマッチングの内容については提案説明書を踏まえ、契約時に決定する。本事業の効果を最大限発揮するための考え方、具体的手法を提案すること。

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

6 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 3 1 日（火）まで

7 事業規模（契約限度額）

5, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税相当額を含む）

8 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの 1 名を配置すること。

- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。